

第 27 非常電源

1 非常電源の種類

非常電源は、消防用設備等の種別に応じ、下表により設置すること。

消防用設備等	非常電源の種類	使用時分
屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 屋外消火栓設備 排煙設備 非常コンセント設備	非常電源専用受電設備(注1に掲げる防火対象物は除く。)、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備	30分以上
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備	60分以上
自動火災報知設備 非常警報設備	非常電源専用受電設備(注1に掲げる防火対象物は除く。)又は直交変換装置を有しない蓄電池設備又は燃料電池設備	10分以上
ガス漏れ火災警報設備	直交変換装置を有しない蓄電池設備、注2に掲げる防火対象物は自家発電設備、直交変換装置を有する蓄電池設備又は燃料電池設備	10分以上
誘導灯	直交変換装置を有しない蓄電池設備	20分以上又は60分以上(注3)
連結送水管の加圧送水装置	非常電源専用受電設備(注1に掲げる防火対象物は除く。)、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備	120分以上
無線通信補助設備	直交変換装置を有しない蓄電池設備	30分以上

注1 延べ面積が1,000㎡以上の特定防火対象物

注2 2回線を1分間有効に作動させ、同時にその他回路を1分間監視状態にすることができる容量を有する予備電源又は蓄電池設備を設ける場合

注3 「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)第3に定めるものは60分以上(20分を超えるものは自家発電設備又は燃料電池設備でもよい)

2 非常電源専用受電設備

非常電源専用受電設備は、次によること。

(1) 高圧又は特別高圧で受電するもの

ア 設置方法

(ア) 車両の接触等により、損傷を受けるおそれのある場所に設ける場合にあつては、防護措置を講じること。

(イ) キュービクル式のもの、不燃材料で区画され、窓及び出入口に防火設備を設

けた専用室に設置するものを除き、日本電気協会が定めるキュービクル式高圧受電変電設備認定基準に適合したもの（以下「認定キュービクル」という。）又はキュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第7号（改正 令和元年6月28日消防庁告示第2号）。以下「7号告示」という。）に適合するものであること。（7号告示への適合にあつては、メーカーの適合確認書等でも確認すること。）

(ウ) 変電設備等の面の別に応じ、下表に示す保有距離を確保すること。

保有距離を確保しなければならない部分		保有距離
配電盤及び分電盤	操作を行う面	1.0m以上。ただし、操作を行う面が相互に面する場合は1.2m以上
	点検を行う面	0.6m以上。ただし、点検に支障ない部分についてはこの限りではない。
	換気口を有する面	0.2m以上
変圧器及びコンデンサー	点検を行う面	0.6m以上。ただし、操作を行う面が相互に面する場合は1.0m以上
	その他の面	0.1m以上
キュービクル式の周囲	操作を行う面	1.0m以上
	点検を行う面	0.6m以上
	換気口を有する面	0.2m以上
キュービクル式と、これ以外の変電設備、発電設備及び蓄電池設備又は建築物等（当該受電設備を屋外に設ける場合に限る。）との間		1.0m以上

(エ) 非常電源回路及び他の電源回路（非常電源回路の開閉器又は遮断器の二次側部分に限る。）は、不燃材料で区画すること。

ただし、認定キュービクル又は7号告示に適合するものは、この限りではない。

イ 引込回路

(ア) 配線

引込線取付点（電気事業者用の変電設備がある場合は、当該室等の引き出し口。）から非常電源の専用区画等までの回路（以下「引込回路」という。）の配線は、耐火配線とし、別表に示す方法により敷設すること。

ただし、次の各号に掲げる場所（a又はb以外のものは別表A欄に示す(1)から(13)の配線等を用い金属管工事をしたものに限る。）については、この限りではない。

a 地中

b 別棟、屋外、屋上は屋側で開口部から火炎による影響を受けるおそれが少ない場所

c 不燃材料で区画された機械室等

(イ) 引込回路に設ける電力量計、開閉器、その他これらに類するものは、前(ア)のb又はcに掲げる場所若しくはこれらと同等以上の耐熱効果のある場所に設けるこ

と。

ただし、(2)アの機器の基準に準じて、キャビネットに収納した場合は、この限りではない。

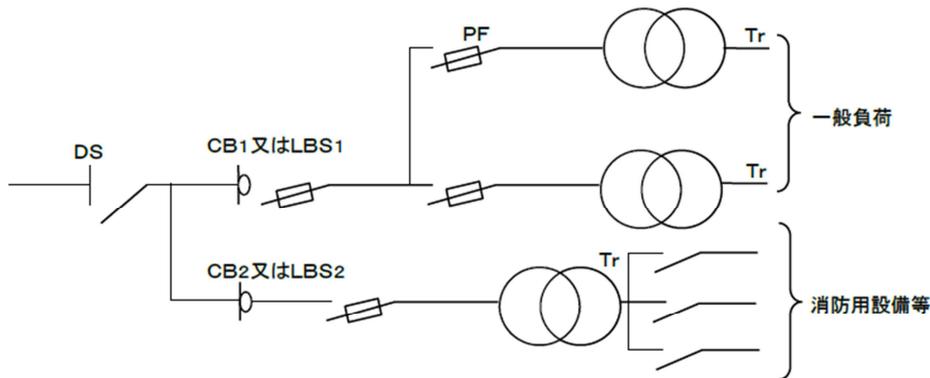
ウ 結線方法

結線方法は、非常電源を有効に確保するため、一般負荷回路が火災等により短絡、過負荷、地絡等の事故を生じた場合においても非常電源に影響を与えないように遮断器等を選定して動作協調(以下「保護協調」という。)を図ることとし、次のいずれかの例によること。

ただし、認定キュービクルについては、これに適合するものとして取扱うことができる。

(ア) 非常電源専用の受電用遮断器を次により設け、消防用設備等へ電源を供給する場合

- a 配線用遮断器(MCCB)は、受電用遮断器(CB又はLBS)により、先に遮断するものを設けること。
- b 消防用設備等の受電用遮断器(CB₂又はLBS₂)を専用に設ける場合は、一般負荷用受電用遮断器(CB₁又はLBS₁)と同等以上の遮断容量を有すること。



「凡例」

DS : 断路器

Tr : 変圧器

LBS: 負荷開閉器(PF付)

MCCB: 配線用遮断器

CB : 遮断器

UV : 不足電圧継電器等

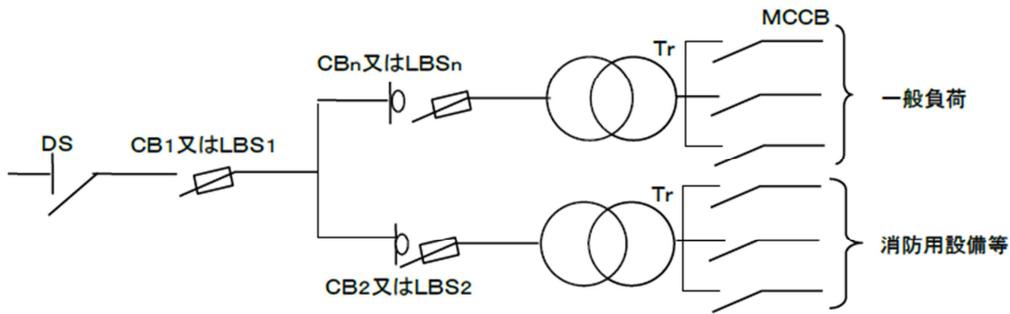
(イ) 非常電源専用の変圧器(防災設備専用の変圧器であって、その二次側から各負荷までを非常電源回路に準じた耐火配線としている場合を含む。)を次により設け、消防用設備等へ電源を供給する場合

- a 一般負荷の変圧器一次側には、受電用遮断器(CB₁又はLBS₁)より先に遮断する一般負荷用受電用遮断器(CB_n又はLBS_n)を設けること。

ただし、変圧器二次側に十分な遮断容量を有し、かつ、受電用遮断器より先に遮断する配線用遮断器(MCCB)を設けた場合は、この限りではない。

- b 消防用設備等専用変圧器の二次側に複数の配線用遮断器が設けられている場合の配線用遮断器及び変圧器一次側に設けた遮断器により先に遮断す

るものを設けること。



(ウ) 一般負荷と供用する変圧器を次により設け、消防用設備等へ電源を供給する場合

a 一般負荷の変圧器一次側には、受電用遮断器 (CB₁ 又は LBS₁) より先に遮断する一般負荷用受電用遮断器 (CB_n 又は LBS_n) を設けること。

ただし、変圧器二次側に十分な遮断容量を有し、かつ、受電用遮断器より先に遮断する配線用遮断器 (MCCB) を設けた場合は、この限りではない。

b 一般負荷と供用する変圧器の二次側には、次のすべてに適合する配線用遮断器を設けること。

(a) 一の配線用遮断器の定格電流は、変圧器の二次側の定格電流を超えないものであること。

ただし、直近上位に標準定格のものがある場合、その定格電流とすることができる。

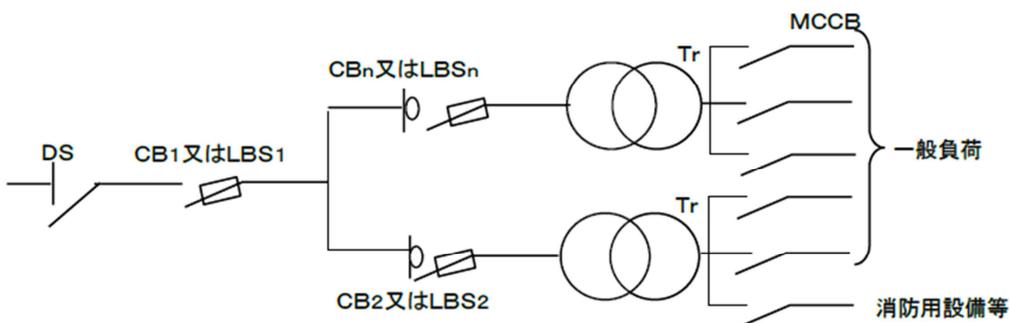
(b) 配線用遮断器の定格電流の合計は、変圧器二次側の定格電流に 2.14 (不等率 1.5/需要率 0.7) 倍を乗じた値以下であること。

ただし、過負荷を検出し、一般負荷回路を遮断する装置を設けた場合は、この限りではない。

(c) 配線用遮断器の遮断容量は、非常電源の専用区画等から引き出し口又は当該配線用遮断器の二次側で短絡が生じた場合においても、その短絡電流を有効に遮断するものであること。

ただし、5(1)エに規定する耐火配線を行っている回路にあっては、これによらないことができる。

※配線用遮断器の動作特性は、上位(電源側)の遮断器を作動させないものであること。



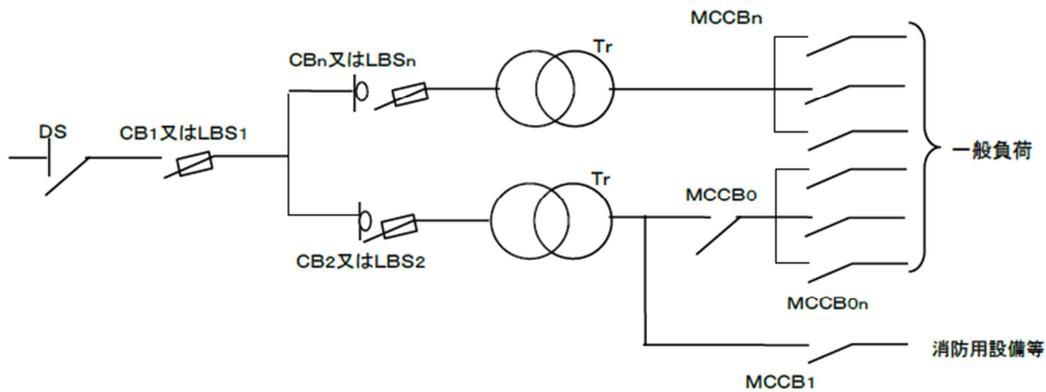
$$\text{※不等率} = \frac{\text{各負荷の最大需要電力}}{\text{総括した時の最大需要電力}} \quad \text{※需要率} = \frac{\text{最大需要電力}}{\text{設備容量}}$$

(エ) 一般負荷と供用する変圧器の二次側に一般負荷の主遮断器を設け、その遮断器の一次側から次により消防用設備等へ電源を供給する場合

a 前(ウ) (b(b)を除く。)によるほか、一般負荷の主配線用遮断器 (MCCB₀) 又は受電用遮断器 (CB₁ 又は LBS₁) 及び変圧器一次側に設けた遮断器 (CB₂ 又は LBS₂) より先に遮断すること。

ただし、変圧器二次側に十分な遮断容量を有し、かつ、受電用遮断器より先に遮断する配線用遮断器 (MCCB_{0n}) を設けた場合は、この限りではない。

b 一般負荷の主配線用遮断器 (MCCB₀) の定格電流は、変圧器二次側の定格電流の 1.5 倍以下とし、かつ、消防用設備等の配線用遮断器 (MCCB₁) との定格電流の合計は 2.14 倍以下とすること。



エ 表示

開閉器には、消防用設備等用である旨の表示を設けること。

(2) 低圧で受電するもの

ア 機器

配電盤又は分電盤は、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和56年消防庁告示第10号。以下「10号告示」という。)によるほか、設置場所に応じて下表により設置すること。

設置位置	配電盤等の種別
不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合は屋根)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火設備を設けた専用の室	一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等 一般形配電盤等
屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上(隣接する建築物等から3m以上の距離を有する場合又は当該受電設備から3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備が設けられている場合に限る。)	
不燃材料で区画された変電設備室、機械室(火災の発生するおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。)、ポンプ室その他これらに類する室	一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等
耐火性能を有するパイプシャフト	
上記以外の場所	一種耐熱形配電盤等

備考 1 一種耐熱型配電盤等とは、第1種配電盤又は第1種分電盤をいう。

2 二種耐熱型配電盤等とは、第2種配電盤又は第2種分電盤をいう。

3 一般形配電盤等とは、一般形配電盤又は一般形分電盤をいう。

イ 設置方法

前(1)ア(ア)を準用するほか、配電盤又は分電盤の面の別に応じ、下表に示す保有距離を確保すること。

保有距離を確保しなければならない部分		保有距離
配電盤 分電盤	操作を行う面	1.0m以上 ただし、操作を行う面が相互に面する場合は1.2m以上
	点検を行う面	0.6m以上 ただし、点検の支障にならない部分については、この限りではない。
	換気口を有する面	0.2m以上

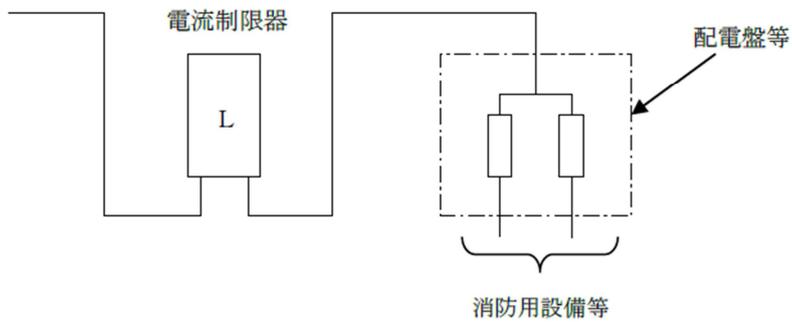
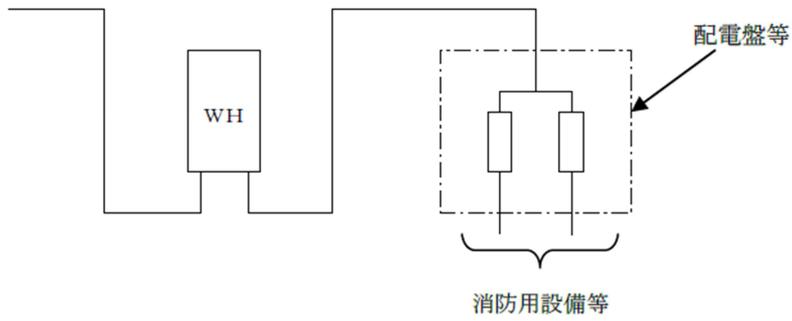
ウ 引込回路

前(1)イを準用すること。

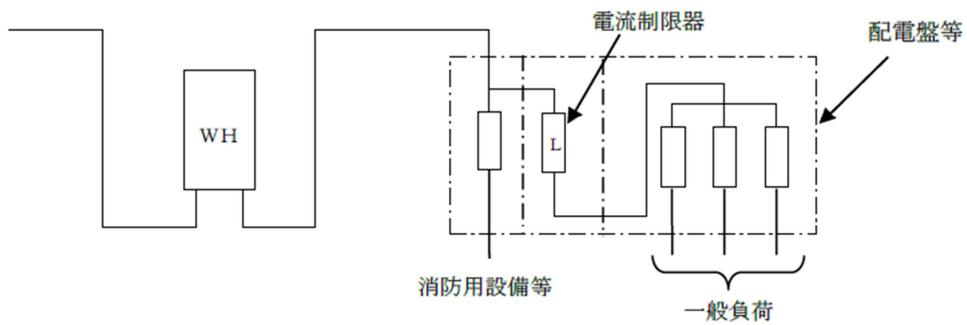
エ 結線方法

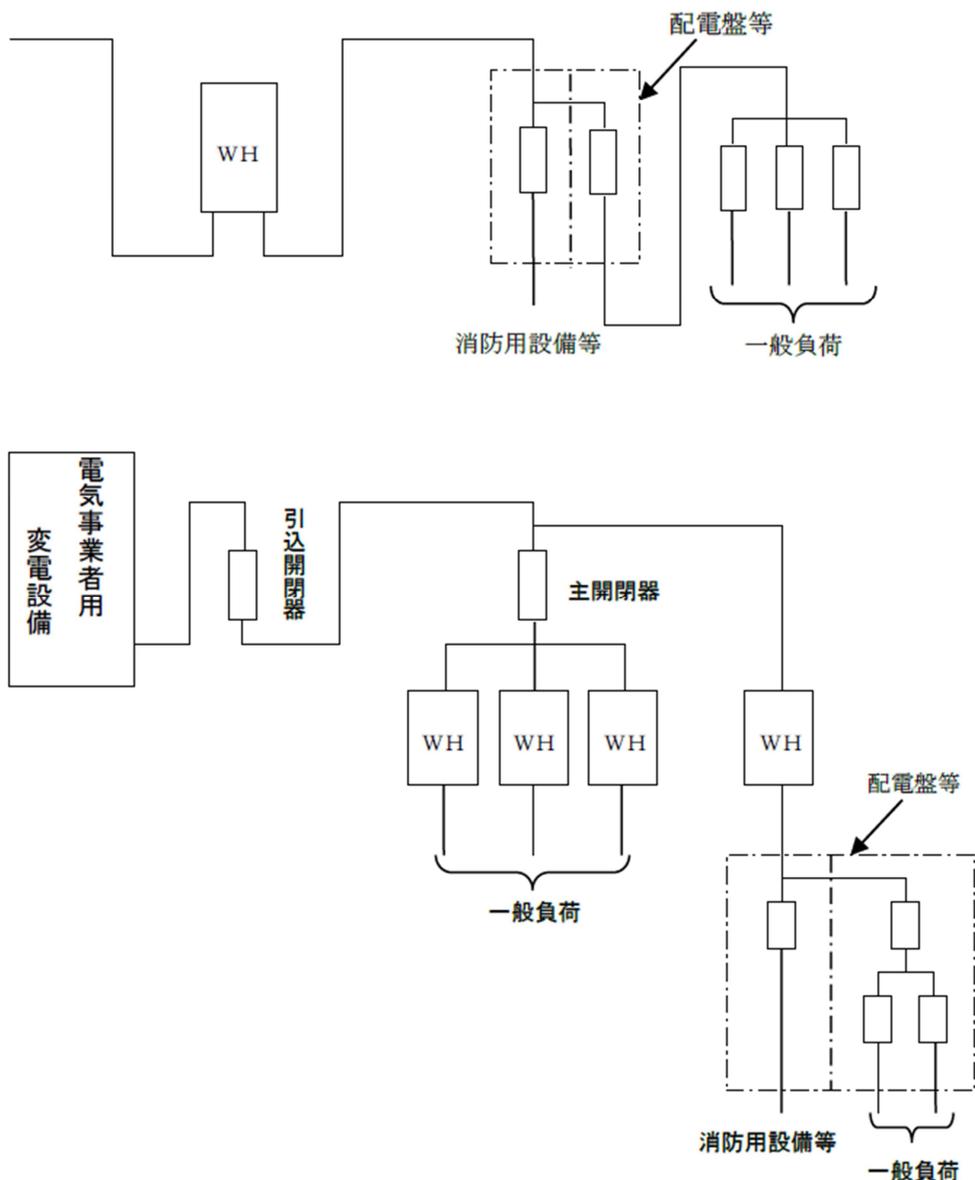
結線の方法は、次のいずれかの例によること。

(ア) 非常電源専用で受電するもの



(イ) 一般負荷と供用で受電するもの





3 自家発電設備

(1) 機器

日本内燃力発電設備協会の認定品(以下「認定発電設備」という。)とすること。認定発電設備以外のものを設置する場合、別添1のフローチャートにより、「自家発電設備の基準(昭和48年消防庁告示第1号)」に適合していることを検査し、確認すること。

(2) 構造及び性能

ア 燃料槽は、原則として内燃機関又はガスタービン(以下「原動機」という。)の近くに設け、容量は定格負荷における連続運転可能時間以上連続して有効に運転できるものであること。

イ 起動信号を発する検出器(不足電圧継電器等)は、高圧の発電機を用いるものにあつては、高圧側の常用電源回路に、低圧の発電機を用いるものにあつては、低圧側の常用電源回路にそれぞれ設けること。(5)ア、イ、図参照)

ただし、常用電源回路が前2の非常電源専用受電設備に準じている場合又は

運転若しくは保守の管理を行うことができる者が常駐する等、火災時等の停電に際し直ちに操作できる場合は、この限りではない。

ウ 制御装置の電源に用いる蓄電池設備は、4に準じたものであること。

エ 起動用に蓄電池設備を設ける場合は、次によること。

(ア) 専用に用いるもので、その容量が 20kWh を超える場合は、キュービクル式のものとする。

(イ) 他の負荷設備として共用しているものは、キュービクル式のものとする。

(ウ) 別室に設けるものは、4(2)の例によること。

オ 冷却水を必要とする原動機には、定格で1時間(連結送水管の加圧送水装置にあっては2時間。)以上連続して有効に運転できる容量の専用の冷却水槽を当該原動機の近くに設けること。

ただし、高架、地下水槽等で他の用途の影響にかかわらず、有効に運転できる容量を十分確保できる場合は、この限りではない。

(3) 設置方法

前2(1)((イ)を除く。)を準用するほか、次によること。

ア 自家発電設備専用の室に設置する場合にあっては、当該室の換気は直接屋外に面する換気口又は専用の機械換気設備により行うこと。

ただし、他の室又は他の部分の火災により換気の供給が停止されない構造の機械換気設備を設ける場合は、この限りではない。

イ 前アの機械換気設備には、当該自家発電設備の電源が供給できるものであること。

ウ 自家発電設備の部分の別に応じ、下表に示す保有距離を確保すること。

ただし、キュービクル式の自家発電設備にあっては、2(1)ア(イ)の例によることができる。

保有距離を確保しなければならない部分		保有距離
発電機 原動機本体	相互間	1.0m以上
	周囲	0.6m以上
操作盤	操作を行う面	1.0m以上 ただし、操作を行う面が相互に面する場合は1.2m以上
	点検を行う面	0.6m以上 ただし、点検の支障にならない部分については、この限りではない。
	換気口を有する面	0.2m以上
燃料槽と原動機との間(燃料搭載型及びキュービクル式のものを除く。)	燃料、潤滑油、冷却水等を予熱する方式の原動機	2.0m以上 ただし、不燃材料で有効に遮へいた場合は0.6m以上
	その他のもの	0.6m以上

エ 燃料槽及びその配管等の配置方法については、危険物関係法令及び伊勢市火災予防条例の規定によること。

オ ガスを燃料として発電する機能を有する自家発電設備を設ける場合にあっては、ガス漏れ警報器を設けること。この場合、当該設備の燃料として都市ガスを使用す

るものにあつては、日本ガス機器検査協会の検査合格品のガス漏れ警報器を、液化石油ガスを使用するものにあつては、高圧ガス保安協会の検定合格品のガス漏れ警報器を、それぞれのガスが滞留するおそれのある箇所に設置すること。

(4) 容量

自家発電設備の容量算定にあつては、次によること。

ア 自家発電設備に係るすべての負荷に対し、所定の時間供給できる容量であること。

ただし、次にいずれかに適合する場合は、この限りではない。

(ア) 同一敷地内の異なる防火対象物の消防用設備に対し、非常電源を共用し、一の自家発電設備から電力を供給する場合で、防火対象物ごとに消防用設備等を独立して使用するものは、それぞれの防火対象物ごとに非常電源の負荷の総容量を計算し、その容量が最も大きい防火対象物に対して電力を供給する容量がある場合

(イ) 消防用設備等の種別又は組み合わせ若しくは設置方法により、同時に使用する場合がありますと認められるもので、その容量が最も大きい消防用設備等群に対して電力を供給できる容量がある場合

イ 自家発電設備は、全負荷同時起動ができるものであること。

ただし、逐次5秒以内に、順次電力を供給できる装置を設けることにより、消防用設備等の全てに対して40秒以内に電力供給できる場合は、この限りではない。

ウ 自家発電設備を一般負荷と供用する場合は、消防用設備等への電力供給に支障を与えない容量であること。

エ 消防用設備等の使用時のみ一般負荷を遮断する方式で、次に適合するものにあつては、当該一般負荷の容量は加算しないことができる。

(ア) 火災時及び点検時等の使用に際し、随時一般負荷の電源が遮断されることにおいて、二次的災害の発生が予想されないものであること。

(イ) 回路方式は、常時消防用設備等に監視電源を供給しておき消防用設備等の使用時に一般負荷を遮断するものであること。

(ウ) 前(イ)の方式は自動式とし、復旧は手動式とすること。

(エ) 一般負荷を遮断する場合の操作回路等の配線は、別表に示す耐火配線又は耐熱配線により敷設すること。

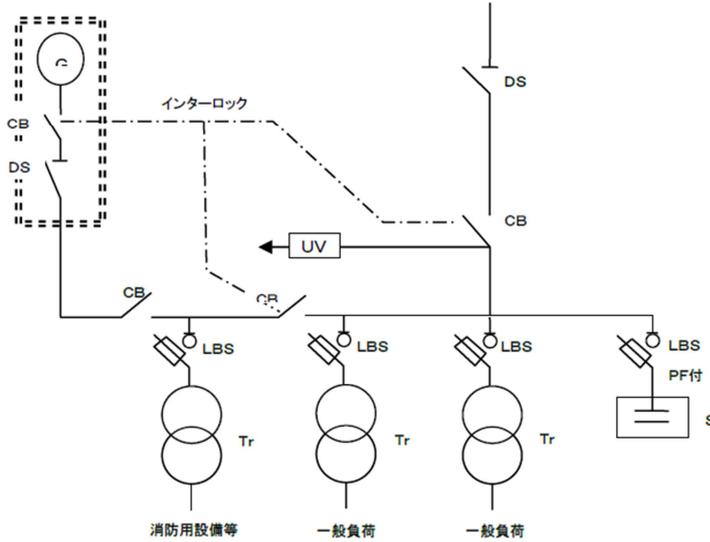
(オ) 一般負荷の電路を遮断する機構及び機器は、発電設備室、変電設備室等の不燃材料で区画された部分で、容易に点検できる位置に設けること。

(カ) 前(オ)の機器には、その旨の表示を設けておくこと。

(5) 結線方法

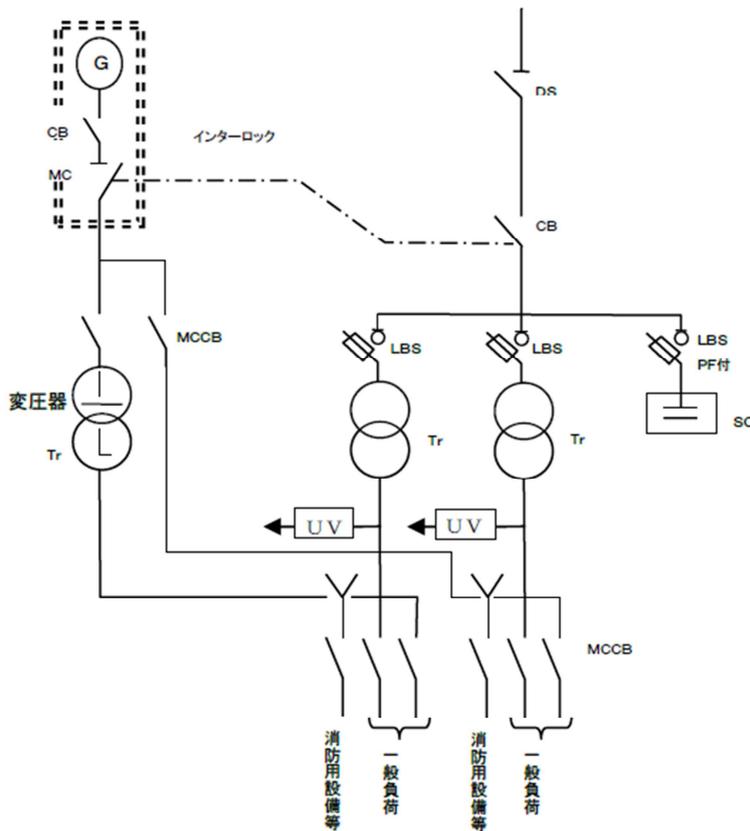
結線方法は、非常電源を有効に確保するため保護協調を図るものとするはか、次のいずれかによること。この場合、負荷回路に変圧器を使用する場合にあっては、前2(1)ウ(イ)から(エ)までを準用すること。

ア 高圧発電機で供給するもの



UV (不足電圧継電器等) は主遮断装置の二次側の位置とし、主遮断装置と適切なインターロックをとること。

イ 低圧発電機で供給するもの



ウ その他これらと同等以上と認められる性能を有する方法

(6) 常用電源と非常電源の両方を一の設備によって供給するガスエンジン等の自家発電設備にあっては、点検等により電力の供給ができなくなる場合は、防火対象物の実態に即して、次に掲げる措置を行うこと。

ア 非常電源が使用不能となる時間が短時間である場合

(ア) 巡回の回数を増やす等の防火管理体制の強化を図ること。

(イ) 防火対象物が休業等の状態にあり、出火危険性が低く、また、避難すべき在館者が限定されている間に自家発電設備の点検等を行うこと。

(ウ) 火災時に直ちに非常電源を立ち上げることができるような体制にするか、消火器の増設等により初期消火が適切に実施できるようにすること。

イ 非常電源が使用不能となる時間が長時間である場合

前アで掲げた措置に加え、必要に応じて代替電源(可搬式電源等)を設けること。

4 蓄電池設備

(1) 機器

日本電気協会の認定品又は「蓄電池設備の基準」(昭和48年消防庁告示第2号)に適合するものであること。

(2) 設置方法

前2(1)ア(ア)及び(エ)によるほか、次によること。

ア 充電装置を蓄電池室に設ける場合は、充電装置を鋼製の箱に收容すること。

イ 充電設備の配線は、配電盤又は分電盤から専用の回路とし、当該回路の開閉器等にはその旨を表示すること。

ウ 蓄電池設備の電槽は、耐酸性の床又は台に転倒しないように設けること。

ただし、アルカリ蓄電池を設ける場合にあっては、耐酸性のものとしなければならないこと。

エ 蓄電池設備に減液警報装置が設けられているものは、防災センター等に移報すること。

オ 蓄電池設備の部分に応じ、下表に示す保有距離を確保すること。

ただし、キュービクル式蓄電池設備にあっては、前2(1)ア(ウ)によることができる。

保有距離を確保しなければならない部分		保有距離
充電装置	操作を行う部分	1.0m以上
	点検を行う部分	0.6m以上
	換気口を行う部分	0.2m以上
蓄電池	点検を行う面	0.6m以上
	列の相互間	0.6m以上(架台等に設ける場合で蓄電池上端の高さが床面から1.6mを超える場合にあっては1.0m以上)
	その他の面	0.1m以上

(3) 蓄電池設備の容量算定にあつては、前3(4)ア、ウ及びエを準用するほか、次によること。

ア 容量は、最低許容電圧(蓄電池の公称電圧の80%の電圧をいう。)になるまで放電した後、24時間充電し、その後充電することなく1時間以上監視状態を続けた直後において消防用設備等が前1の表の右欄に掲げる使用時分以上有効に作動できるものであること。

ただし、停電時に直ちに電力を必要とする誘導灯等にあつては、1時間以上の監視状態は必要としない。

イ 一の蓄電池設備を2以上の消防用設備等に電力供給し、同時に使用する場合は、容量の最も大きい消防用設備等の容量を基準とし算定すること。

(4) 直交変換装置の構造及び性能については、次の例図を参考とすること。

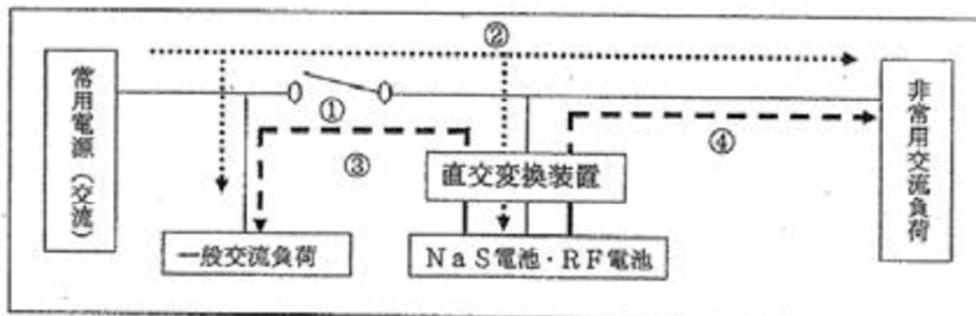


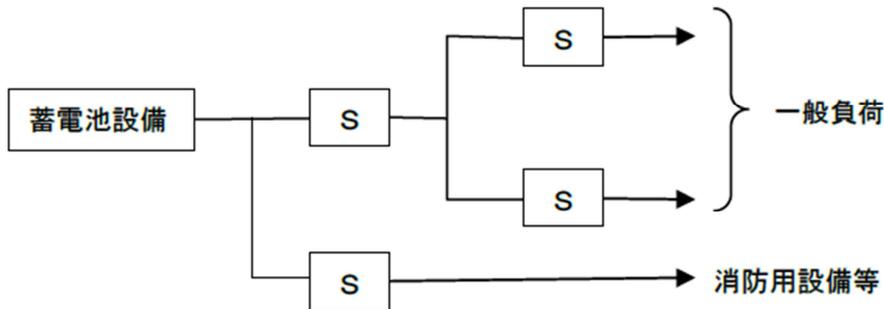
図 直交変換装置の例

1. Na S電池及びRF電池は、電力負荷平準化(電気料金の安い夜間に充電を行い、昼間に放電を行うこと)を目的として、一般的に常用電源・非常用電源兼用とすることを想定している。
2. 通常は遮断器①は閉じており、交流の常用電源は②のとおり、一般交流負荷及び非常用交流負荷(非常用負荷のうち病院の生命維持装置等常時使用するもの)に使用されるとともに、直交変換装置により直流に変換されて、Na S電池・RF電池等を充電する。
3. 電力負荷平準化のため、時間帯によっては③のとおり、Na S電池・RF電池等からの直流電流を直交変換装置により交流に変換し、一般交流負荷に電力を供給する。(従来の鉛蓄電池、アルカリ蓄電池は、容量が小さいため、非常用負荷専用となっているものが多く、③のように一般負荷に電力を供給するものは希である。)
4. 非常の際、停電等が発生している場合は①の遮断器を自動で開放し、Na S電池・RF電池等からの直流電流を直交変換装置により交流に変換して、④のように優先的に非常用負荷に電力を供給する。

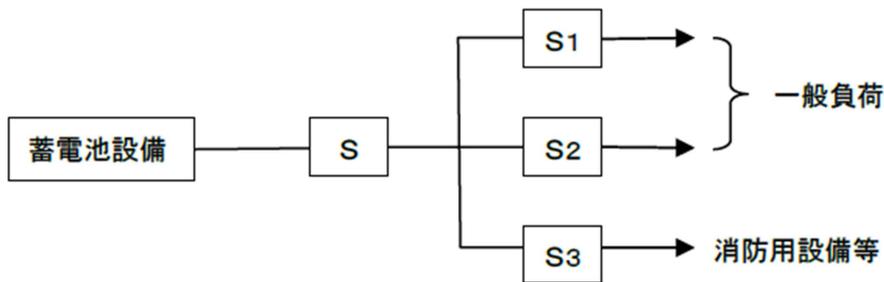
(5) 結線方法

結線方法は、非常電源を有効に確保するために保護協調を図るものとするほか、次のいずれかの方法によること。

ア 主遮断器の一次側より分岐するもの



イ 主遮断器の二次側より分岐するもの



[注]

主遮断器Sは、一般負荷の短絡及び過負荷においてS1又はS2よりも先に遮断しないものとする

ウ その他これらと同等以上と認められる性能を有する方法

(6) NaS 電池又は RF 電池は、常用運転（電力負荷平準化運転（電力料金の安い夜間に充電を行い、昼間に放電を行うこと。））と非常用運転を兼用する設備であるが、このように一般負荷にも電力を供給している蓄電池設備については非常用負荷に用いるために必要な電力を常時確保すること。

なお、NaS 電池又は RF 電池の点検等により、電力の供給ができなくなる場合は、前3(6)によること。

5 燃料電池設備

(1) 機器

日本電気協会の認定品又は「燃料電池設備の基準」（平成 18 年消防庁告示第 8 号）に適合するものであること。

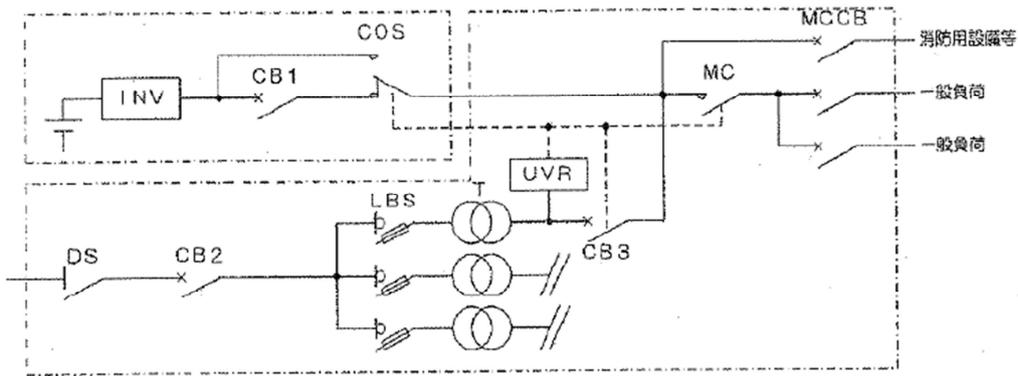
(2) 設置方法

前2(1)（(イ)を除く。）を準用すること。

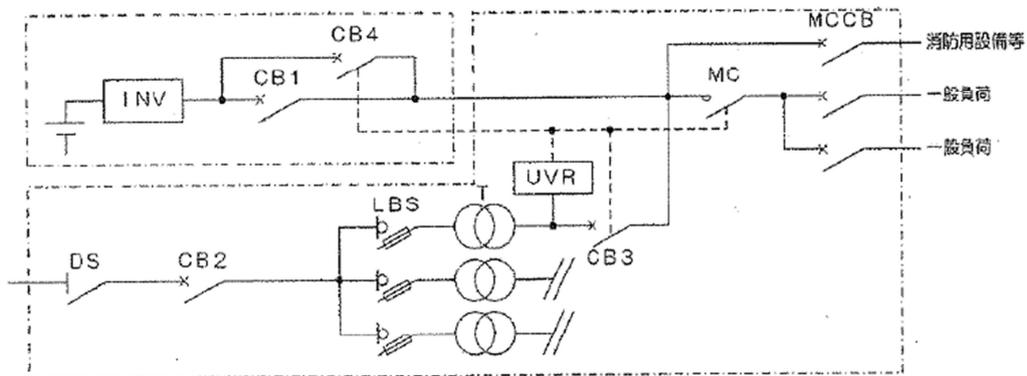
(3) 結線方法は、非常電源を有効に確保するための保護協調を図るほか、供給電圧に応じ、下図に示す方法等によること。

ア 低圧発電設備で供給するもの

(ア) 低圧幹線に自動切替え装置を設けた例



(イ) 自動遮断器等でインターロックして設けた例



「凡例」			
UVR	交流不足電圧継電器	MCCB	配線用遮断器
CB	遮断器	DS	断路器
COS	自動切替装置	T	変圧器
LBS	ヒューズ付負荷開閉器		
MC	電磁接触器		
			不燃専用室等の区画

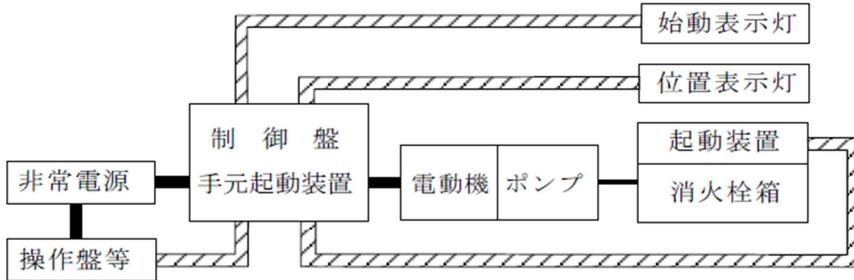
(3) 燃料電池設備が点検等により、電力の供給ができなくなる場合は、前3(6)によること。

6 非常電源回路等

非常電源回路、操作回路、警報回路、表示灯回路等（以下「非常電源回路等」という。）は、他の回路による障害を受けることのないよう耐火配線又は耐熱配線で保護すること。保護する範囲にあっては、消防用設備等の種別に応じて次によること。

(1) 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備

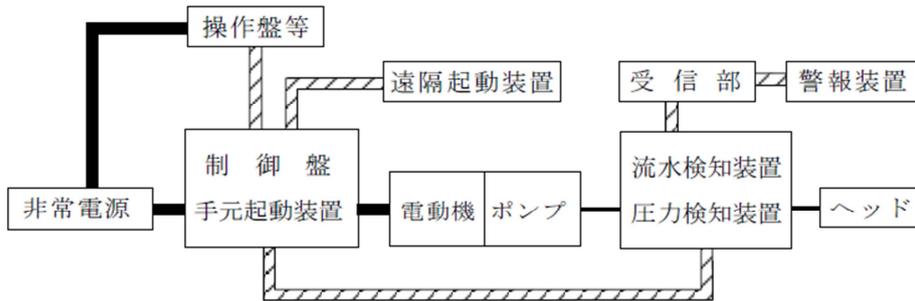
屋内消火栓設備、屋外消火栓設備の非常電源回路等は、次によること。



- 1 〓 は耐火配線、▨ は耐熱配線、〓〓 は一般配線、—— は水道管又はガス管を示す。
- 2 非常電源専用受電設備の場合は、建物引込点より適用される。
- 3 蓄電池設備を受信機等の機器に内蔵する場合は、機器内の電源配線を一般配線とすることができる。

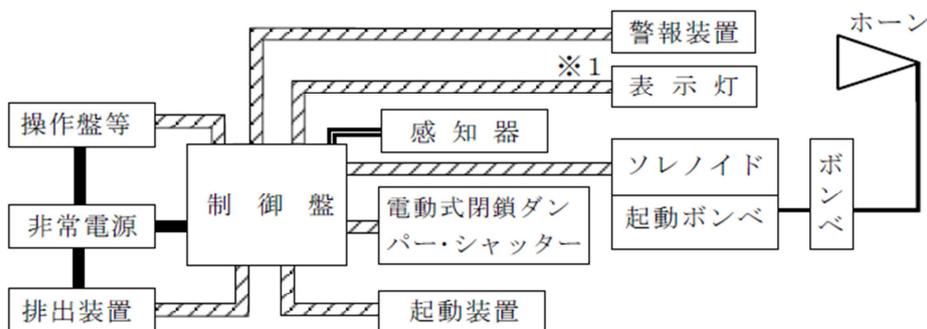
(2) スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備

スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備の非常電源回路等は、次によること。



(3) 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備

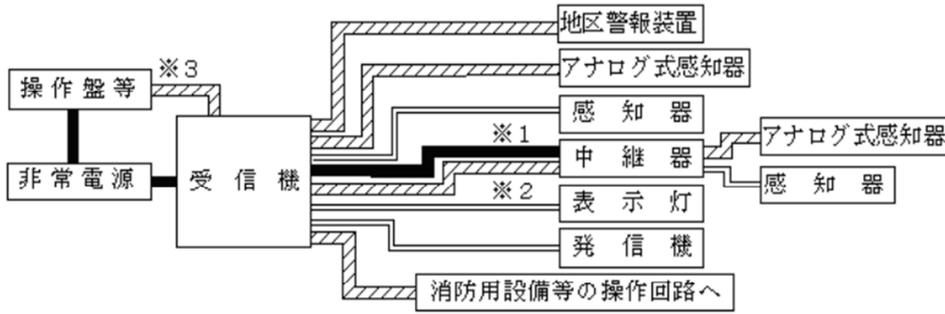
不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備の非常電源回路等は、次によること。



※ 1 防護区画内を通る表示灯の配線は耐火配線

(4) 自動火災報知設備

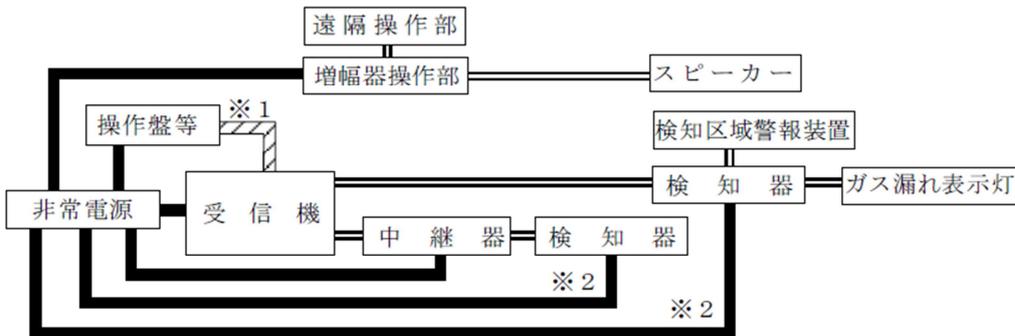
自動火災報知設備の非常電源回路等は、次によること。



- ※1 中継器の非常電源回路（受信機又は中継器が予備電源を内蔵している場合は、一般配線でもよい。）
- ※2 発信機を他の消防設備等の起動装置とする場合、発信機上部表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線とすること。
- ※3 受信機が防災センター等に設けられている場合は、一般配線でもよい。

(5) ガス漏れ火災警報器

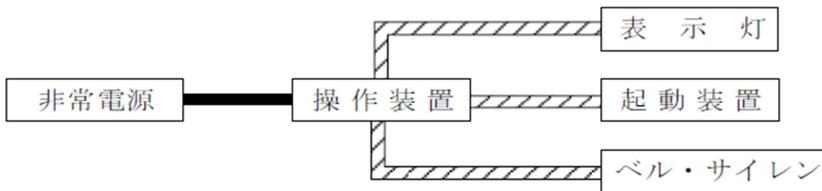
ガス漏れ火災警報器の非常電源回路等は、次によること。



- ※1 受信機が防災センター内に設けられている場合は、一般配線でもよい。
- ※2 検知器の非常電源回路

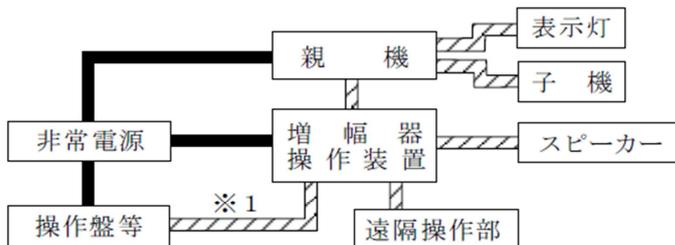
(6) 非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン）

非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン）の非常電源回路等は、次によること。



(7) 非常警報設備（放送設備）

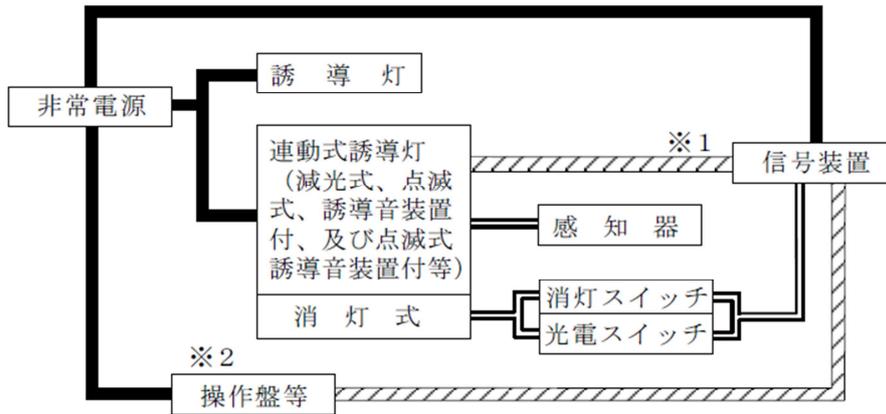
非常警報設備（放送設備）の非常電源回路等は、次によること。



- ※1 増幅器、操作装置が防災センター内に設けられる場合は、一般配線でもよい。

(8) 誘導灯

誘導灯の非常電源回路等は、次によること。

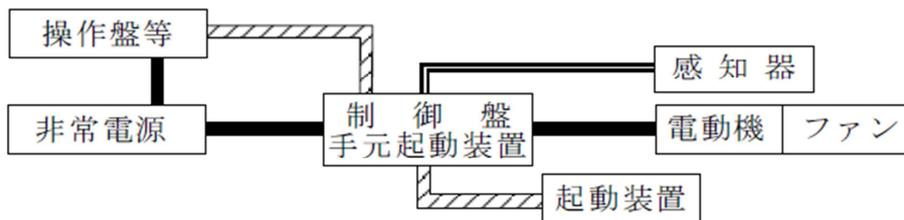


※1 信号回路等に常時電圧が印加されている方式とした場合、一般配線でもよい。

※2 防災センター内に設置されている機器相互間の配線は、一般配線でもよい。

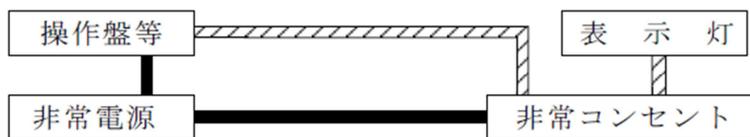
(9) 排煙設備

排煙設備の非常電源回路等は、次によること。



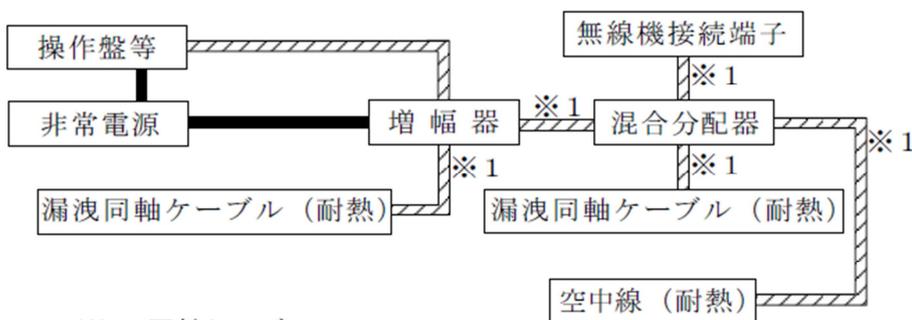
(10) 非常コンセント設備

非常コンセント設備の非常電源回路等は、次によること。



(11) 無線通信補助設備

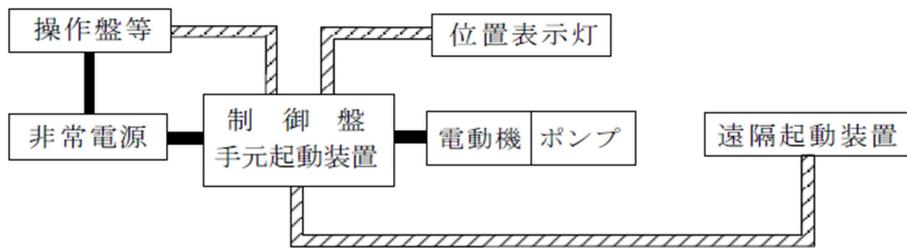
無線通信補助設備の非常電源回路等は、次によること。



※1 同軸ケーブル

(12) 連結送水管、消防用水(加圧送水装置を設置するものに限る。)

連結送水管、消防用水の非常電源回路等は、次によること。



別表

左欄の区分、A欄の電線等の種類及びB欄の工事種別によりC欄の施工方法によること。

区分	A欄		B欄	C欄
	電線等の種類		工事種別	敷設方法
耐火配線	(1)アルミ被ケーブル (2)銅帯がい装ケーブル (3)クロロプレン外装ケーブル (4)CDケーブル (5)鉛被ケーブル (6)架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル(CVケーブル) (7)600ボルト架橋ポリエチレン絶縁電線(IC) (8)600ボルト2種絶縁ビニル絶縁電線(HIV) (9)ハイパロン絶縁電線 (10)四フッ化エチレン(テフロン)絶縁電線 (11)ワニスガラステープ絶縁電線 (12)アスベスト絶縁電線 (13)シリコンゴム絶縁電線		(1)金属管工事 (2)2種金属可とう電線管工事 (3)合成樹脂管工事(C欄の(1)により敷設する場合に限る。)	(1)耐火構造とした主要構造部に埋設する。この場合の埋設深さは壁体等の表面から20mm以上とする。 (2)1時間耐火以上の耐火被覆材又は耐火被覆で覆う。 (3)厚さ20mm以上のラスモルタルで保護する。 (4)A欄の(1)から(6)までのケーブルを使用し、ケイ酸カルシウム保温筒25mm以上に石綿クロスを巻く。 (5)耐火性能を有するパイプシャフト(ピット等を含む。)に隠ぺいする。
			(4)金属ダクト工事	(2)、(3)又は(5)により敷設する。
			(5)ケーブル工事	A欄の(1)から(6)までのケーブルを使用し、耐火性能を有するパイプシャフト(ピット等を含む。)に敷設するほか、他の電線との間に不燃性隔壁を堅ろうに取付け、又は15cm以上の離隔を常時保持できるように敷設する。
	(14)バスダクト		(6)バスダクト工事	1時間耐火以上の耐火被覆板で覆う。ただし、耐火性を有するもの及び(5)に設けるものは除く。
	(15)耐火配線	電線管用のもの	(5)のケーブル工事	B欄の(1)、(2)、(3)又は(4)で保護することもできる。
		その他のもの	(5)のケーブル工事	露出又はシャフト、天井裏等に隠ぺいする。
	(16)MIケーブル		(5)のケーブル工事	
耐熱配線	(1)から(13)までの電線等		(1)、(2)又は(4)の工事	
	(1)から(6)までの電線等		(5)のケーブル工事	不燃性のダクト、耐火性能を有するパイプシャフト(ピット等を含む。)に隠ぺいする。
	(17)耐熱電線 (18)耐熱光ファイバーケーブル		(5)のケーブル工事	

(注) 耐火電線、耐熱配線及び耐熱光ファイバーケーブルにあつては、それぞれ次の基準に適合するものとし、(社)日本電線工業会内の耐火・耐熱電線認定委員会で行う認定試験に合格したものであること。

(ア) 耐火電線

「耐火電線の基準」(平成9年消防庁告示第10号)

(イ) 耐熱電線

「耐熱電線の基準」(平成9年消防庁告示第11号)

(ウ) 耐熱光ファイバーケーブル

「耐熱光ファイバーケーブルの耐熱性能等について」(昭和61年12月12日付消防予第178号)